

## 【資料 7】

### 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修について

#### 1 住宅改修の適切な施工について

先般、介護保険給付適正化事業の一環として住宅改修点検業務を行いました所、被保険者ではなく同居家族の利用に資する改修が行われていた事例がありました。介護保険の住宅改修は被保険者の身体状況を加味して行われる工事が給付の対象となります。

つきましては、介護支援専門員の皆様には、理由書のご記入に際して改修前の丁寧なアセスメントと現場確認を行い、施工内容の検討や福祉用具の使用等改修以外の方法の提案及び改修後のモニタリングでの利用状況の確認等適切なケアマネジメントによる支援に努めていただきますようお願いいたします。

#### 2 住宅改修事前申請の徹底について

住宅改修については、改修前の事前申請を前提としております。前述の住宅改修点検事業において、改修後に事前申請を提出していた事例が発見されました。

つきましては、介護支援専門員の皆様には、住宅改修の事前申請の徹底と本事項の利用者及び住宅改修事業者への周知及び説明をお願いいたします。

#### 3 専門業者以外の建築業者への指導・助言について

介護保険の住宅改修はその性質から専門的知見が求められます。前述の住宅改修点検事業における不適正事例について、介護保険住宅改修の専門業者ではない一般建築業者が施工を請け負ったものも散見されました。繰り返しになりますが、適切なケアマネジメントによる支援に努めるとともに、介護支援専門員の視点から申請者や施工業者への指導及び助言をお願いいたします。